

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【八幡西区役所総務企画課】

2

北九州市公告第 6 3 9 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和 2 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 2 年度全力！黒崎実施業務
- (2) 業務内容 黒崎エリアの魅力アップを図るため、新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策を行いながら、エリア周遊型の謎解きゲームイベント等を実施するものである。業務内容は、以下のとおりとする。
 - ア 企画提案業務
 - イ 管理運営業務（設営撤去を含む。）
 - ウ 広報及び製作業務
 - エ その他業務の実施に必要なもの
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 業務の全般にわたって総合的な運営が可能であること。
- (3) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、業務を確実に遂行できること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 次のいずれかに該当しない者であること。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三

者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(7) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 企画提案書等の内容

(2) 企画提案審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングでの対応

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した候補者と、第1項の業務の契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

八幡西区役所総務企画課

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

電話 093-642-1339

(2) 事前説明会

ア 日時 令和2年9月28日午前10時

イ 場所 八幡西区役所5階509会議室

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

ウ 備考 事前説明会への出席を当該企画提案の参加必須条件とする。

なお、事前説明会へ参加する場合は、前日までに担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和2年10月21日正午まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 企画提案審査会

ア 日時 令和2年10月26日（時間については参加者に対し別途通知する。）

イ 場所 八幡西区役所5階509会議室
北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、事前説明会で配付する説明書による。